

## アメリカ及びイギリスにおける審判官

	審判官の資格要件	審判官の所属組織
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アメリカ国内における 7 年間以上の弁護士資格</li> <li>・ 7 年間以上の訴訟、行政機関での正式なヒアリングを主宰する等の実務経験</li> </ul>	連邦取引委員会 (ただし監督権限なし)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判所長 (President) 10 年間以上の判事経験又は弁護士資格を有し、競争法について適切な経験と知識を有すること</li> <li>・ 審判長 (chairman) パネル 7 年間以上の判事経験又は弁護士資格を有し、競争法又はその他関係法令等について適切な経験と知識を有すること</li> <li>・ 通常メンバー (ordinary members) パネル 資格要件なし * 合議体を構成する際、審判長は審判所長又は審判長パネルの中から選任され、審判長以外の 2 名の審判官は審判長パネル又は通常メンバーパネルの中から選任される。</li> </ul>	競争控訴審判所
(参考) 日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者</li> </ul>	公正取引委員会

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)

## 行政法審判官制度の概要

### 1 行政法審判官 (Administrative Law Judge: ALJ) の根拠法

- ・ 米国連邦行政手続法 (Administrative Procedure Act :APA) § 556

### 2 行政法審判官と行政庁との関係

行政法審判官の行政庁からの独立性は、米国連邦行政手続法に基づき、次のように保障されている。

- ・ 行政法審判官の申請者は、弁護士で、かつ、行政法審判官となるにふさわしい経験を7年以上有しなければならない。人事管理庁 (Office of Personnel Management、以下 OPM) が行う試験 (補足的適性報告、筆記試験、人物照会調査、口頭試問) の合格者は、有資格者名簿に登載される。
- ・ 行政法審判官は、行政庁によって任命されるが、行政庁にはこれを罷免する権限はない。給与は、行政法審判官の所属する行政機関の評価とは独立に、法律と OPM の定める規則による。
- ・ 行政法審判官は訴追又は調査に関与するいかなる者に対しても責任を負わず、かつ、その監督に服しない。
- ・ 行政法審判官が担当する事件は、可能な限り輪番制で配分される。これは事件配分を通じて、行政庁が行政法審判官の決定を支配することを防ぐためである。
- ・ 行政法審判官は、聴聞を主宰するという職務及び責任と両立しないような職務は行わない。
- ・ 訴追又は当該事件の調査に関与した職員から助言を受けることも許されない。訴追又は事件の調査に関与した職員は、聴聞で証言する形式をとる場合にのみ行政法審判官と接触することが許される。

### 3 行政法審判官の決定の取扱い

- ・ 聴聞手続について、行政法審判官を用いるか否かは、制定法に特別の規定がない限り、行政庁の裁量による。
- ・ 行政法審判官の決定は、法律上はあくまで第一次決定 (initial decision) に過ぎず、審査請求又は行政機関の職権による審査で取り消され得る。しかし、多くの場合、行政法審判官の決定がそのまま行政機関の最終決定となっている。

( 参考文献 : 宇賀克也「アメリカ行政法」第二版(2000年) )

## 米国連邦取引委員会（FTC）におけるALJ

FTCの審判手続は、APA（連邦行政手続法）が定める正式裁決手続の典型である。正式裁決手続とは、行政機関が聴聞を行いその記録に基づいて決定することが制定法により義務付けられている場合に行われるものであり、対立当事者構造のなかで、中立公正な者が聴聞を主宰し、そこにおいて行政側職員と私人とが対峙して立証活動を行い、その過程から主宰者が得た情報にのみ基づいて、決定権者が決定を下すという仕組み。

審判手続を主宰するのは、適正な資格のあるALJ又はFTC自体若しくはその委員である。聴聞主宰者となるALJは、行政法審判長（Chief Administrative Law Judge）がこれを指名する。委員が聴聞主宰者になる場合には、FTCがこれを指名する。

ALJは、公正かつ公平な聴聞を行うべき義務があり、そのため、証人等に宣誓させ、召喚令状を発し、質問への回答を命じ、証言録取書を取り、証拠の申出について判定し、聴聞の順序を整序し、和解のための協議を催し、各種の申立について判定し、第一次決定を下し、FTCの権限に属する問題をFTCに付託する。

審判手続において証拠調べが終われば、通常90日以内に、主宰したALJは第一次決定を下す。第一次決定自体は、司法審査に服する行政機関の最終決定とはみなされない。第一次決定が当事者に送達されてから30日以内に当事者が異議申立書を提出せず、かつ当該事案につきFTCが審査を引き受けることとしない場合には、ALJの決定が最終決定となる。

審判手続の当事者は、事実認定、法的結論、排除措置命令に関するALJの第一次決定について、その送達を受けてから10日以内に通知して、送達から30日以内に異議申立書をFTCに提出することにより、異議を申し立てることができる。

FTCは、行政記録を検討した後、第一次決定に盛り込まれた事実認定、法的結論及び排除措置命令を採択し、修正し、又は取り消すことができる。この段階での立証責任は異議申立人が負担する。FTCはALJが審判手続で持つ権能をすべて行使できる。

（参考文献：常岡孝好「審判手続の透明化を超えて - アメリカ法を素材にした一考察 -」（公正取引 2002年））